

倫理委員会セッション

災害に備えるために必要となる原子力関係者の倫理
Ethics of nuclear power stakeholders necessary to prepare for disasters

(3) 原子力安全に求められる倫理

(3) Nuclear safety measures from the view point of ethics

*大場恭子¹¹日本原子力研究開発機構

1. はじめに

倫理委員会では、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「1F 事故」）以降、この事故を倫理の視点で見た時にどのような問題があるのか。倫理規程に合致していない行動はなにか。倫理規程に足りなかった事項はなにか。事故が起きた現実を踏まえ、原子力学会会員は何を考え、どのような倫理を持つべきなのか等の議論を行い、2014年に日本原子力学会倫理規程[1]（以下「倫理規程」）を改定した。また、その改定作業と並行しつつ、改定作業終了後も継続的に、春の年会、秋の大会や倫理研究会に、関係者を招聘し、さまざまな角度から 1F 事故、事故時の対応、事故後の対応を倫理的視点で捉えた、あるいは捉えるための参考となるご講演を行っていただいていた。

倫理委員会の活動の軸には、常に倫理規程があり、たとえば「さまざまな会員の活動を倫理規程に照らし合わせた場合にどのような改善検討が望まれるか」といったことを検討している。本発表では、その議論の中から規制に関する議論を紹介するとともに、原子力安全に求められる倫理の実現として、倫理規程のさらなる活用について提案する。

2. 1F 事故と倫理規程

1F 事故の反省を踏まえ、委員会では、原子力安全に求められる倫理について、さまざまな角度から議論を行い、その成果のひとつとして倫理規程を改定した。事故後初の改定となった倫理規程 2014 年版では、それ以前の最新版であった 2009 年版から、主に以下の条項を追加等する変更している。

- ・ 憲章 1：「行動の原理」として、広い視野からみた会員の責務を述べた
- ・ 憲章 7：組織文化については、「5-7 組織の文化」として行動の手引で触れるのみであったが、憲章の条文とし、さらに行動の手引 7-1～7-6 を追加した
- ・ 行動の手引 2-8：「経済性優先への戒め」、「効率優先への戒め」と並べて、「規制適合が目的化することへの戒め」を追加した
- ・ 行動の手引 3-1：以前から「新知識の取得」という項目はあったが、関係するさまざまな情報を的確に取得し、判断することを明確にするため、同条項はそのままに、さらに「最新知見の追求と自らの判断」を追加した
- ・ 行動の手引 5-5：事故からの学びを貪欲に行うために「経験からの学習と技術の継承」の条項を充実させ、良好事例についての研究の必要性についても追求した
- ・ 行動の手引 5-9：事故当事国の責任として世界の原子力技術とその安全性の向上への貢献を行うため「国際社会への貢献」を追加した
- ・ 行動の手引 6-1：原子力が総合科学技術であり、それぞれの専門分野が細分化する中、隙間ができないよう注意喚起として「学際的な取り組みの必要性」を追加した

3. 新規制基準と倫理規程

1F 事故後、原子力施設の稼働に最低限必要な安全の確保と確認の条件を示すものは、原子力規制委員会による「規制基準」である。この規制基準、あるいは規制基準に基づいて行われている規制は、2.で示した

倫理規程 2014 年版において追加された項目、特に最新知見、学際的な取り組み、俯瞰的な視点等への重視がなされていると評価できる。

一方、最新知見、学際的な取り組み、俯瞰的な視点は、いずれもが、時に過去の評価を変更させる、あるいは幅を持たせる可能性が高いものであると同時に、それら自身も当然に不確定要素を持っている。そのため、重要と考える単語を並べて示すことは簡単であるが、それらを「適切に」規制に反映させる制度の設計は大変に難しい。そのため、より高い安全を求め続けるのであれば、現状の制度が適切であるのかを常に検討するしくみを作り、時には結果として改悪となってしまうことも恐れず、継続的に改善を目的とした変更を実施することが必要であろう。

さらに、規制基準および倫理規程は、いずれもが原子力安全の実現を目指したものである。安全は、国際基本安全規格 (ISO/IEC GUIDE 51:2014) において、「許容できないリスクがないこと(freedom from risk which is not tolerable risk)」と定義されているように、その技術を専門とする組織、あるいは科学的知見だけで検討すればよいものではない。すなわち、目指すべき原子力安全についても、関係組織による社会との対話は不可欠である。社会との対話の制度設計もまた大変に難しいが、対話をしようとする主体が、常にその制度設計についても貪欲に取り組む必要がある。

4. より高い原子力安全の実現を目指すにおける倫理規程の役割

1999 年～2001 年まで倫理規定制定に尽力した倫理規定制定委員会は、条文一つ一つについて徹底した議論を行った結果としてまとめた倫理規程について、その行動の手引で「見直すことを約束する」とし、実際に規程制定後に設置された倫理委員会の任務の 1 番目には、倫理規程の見直しを含めた事項が挙げられている[2], [3]。

より高い原子力安全を目指す中、目標とすべき安全について、それを実現する体制、制度等、見直しは必要である。倫理規程は、倫理規程制定委員会が述べている通り、それ自身が見直される必要のあるものだが、同時に、体制や制度をはじめとする安全を実現するために必要なさまざまについて、現状を客観的に捉え、見直すべきポイントを把握するツールでもある。今回は規制を例として取り上げたが、個人および組織において、倫理規程が自らの改善を検討するためのツールとして利用できることを理解いただき、倫理規程を活用した、より高い原子力安全の実現を期待したい。

参考文献

- [1] 日本原子力学会, 日本原子力学会倫理規程 (2014), http://www.aesj.net/about_us/action_rule_of_aesj
- [2] 日本原子力学会倫理規定制定委員会, 原子力学会倫理規程の制定にあたって, 日本原子力学会誌, Vol.43, No8(2001)
- [3] 日本原子力学会倫理委員会規程, <http://www.aesj.or.jp/ethics/document/pdf/kitei/kitei01.pdf>

*Kyoko Oba¹

¹Japan Atomic Energy Agency